◎新潟県告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和８年11月20日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　路　線　名　　県道　　大石吉水線

２　供用開始の区間

魚沼市堀之内字岩野3256番５から同市堀之内字岩野3259番２まで

３　供用開始の期日　　令和８年11月20日